

令和7年度岡山県男女共同参画社会づくり表彰推薦要領（事業者の部）

1 推薦書様式

推薦は、別紙様式「岡山県男女共同参画社会づくり表彰推薦書」（事業者の部）によるものとします。

2 推薦基準

雇用の分野における男女共同参画を促進するための活動を積極的に行い、その功績が特に顕著であると認められる事業者とする。

（1）女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取組を行っている事業者

- 【例】・女性の積極的採用
- ・女性の管理職（課長職以上）への積極的登用
 - ・能力開発支援のための研修機会の拡大
 - ・女性従業員の資格取得支援
 - ・女性の技術職・営業職への採用・配置

（2）家庭生活と職業生活の両立を支援するため、法を上回る処遇を行うなど、独自の制度があり、その制度が活用されている事業者

- 【例】・休業期間が1年を超える育児休業制度
- ・休業期間が3か月を超える介護休業制度
 - ・休業期間を分割取得できる介護休業制度
(H29.1.1 育児・介護休業法改正後は3回を上限に分割取得が可能)
 - ・対象となる家族の範囲に限定がない介護休業制度
 - ・育児・介護のための短時間勤務制度
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ制度
 - ・所定外労働をさせない制度
 - ・小学校4年生以降の子を対象とした看護等のための休暇制度
 - ・保育所の行事への参加等、短時間の所用のための半日又は時間単位休暇制度
 - ・在宅勤務制度
 - ・再雇用制度
 - ・休業後の職場復帰をしやすいするための講習・研修の実施

（3）その他、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者

- 【例】・男女の役割分担意識に基づく社内慣行の見直し
- ・管理職や従業員の意識啓発研修の実施
 - ・育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること
 - ・セクシュアルハラスメント防止対策（セクハラ防止マニュアル作成等）
 - ・セクハラ相談体制の整備（相談窓口の設置等）

3 その他

推薦は3事業者以内でお願いします。

なお、複数の推薦がある場合は、推薦順序を付してください。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に関連する行動計画の策定・情報公表の状況を併せて御提出ください。